

大阪府教育委員会
教育長 多田 勝哉 様

自衛隊職場体験を考える会

連絡先(世話人)

「まるわかり！日本の防衛(子ども版防衛白書)」2026 年度版学校配布についての質問と要請(案)

報道によれば、小泉防衛大臣は、8 月 4 日の記者会見で以下のように述べたということです。

「本日、将来を担う小中高生の皆さんにも防衛省・自衛隊や我が国の防衛の重要性について理解を深めてもらうべく、我が国防衛の入門書となる「まるわかり！日本の防衛」を公表しました。・・・まるわかりの学校への配布については、6 月 19 日の私の会見で、今後の配布に当たっては、小学校だけではなく中学校・高校にも配布を拡大していきたいと考えていると申し上げました。これについて、文部科学省とも相談の上で、本日から都道府県教育委員会及び都道府県の私立学校主管部局への相談を順次開始することとしました。今回の配布に当たっては、冊子での配布を希望する教育委員会や学校に配布することとしていますので、希望する各教育委員会や学校は、是非積極的に防衛省から案内するメールアドレスに御連絡いただければと思います。」

2024 年度版「まるわかり！日本の防衛(子ども版防衛白書)」については、防衛省が都道府県教委に通知を送り、9 都道府県 2400 小学校に約 6100 冊が配布されたことがわかっています。その内容は、北朝鮮、ロシア、中国を敵国とし、日本の軍事力を見せつけて相手を威嚇することが戦争抑止につながるという考え方を押し付けるものだ問題となりました。また、こうした国名を挙げた煽り立ては、その国々への子どもたちの敵対心をあおり、それらの国につながる子どもたちを傷つけることにつながるため「多文化共生教育」に反するという問題になりました。

今年 8 月 4 日に公表された 2026 年度版「まるわかり！日本の防衛」は、自衛隊の役割は抑止力を強化することで日本の安全を守ることとし、自衛隊員の生活を詳しく説明しています。まるで自衛官募集パンフです。また、自衛隊の活動や任務の項で、価値観を共有しない国として北朝鮮、ロシア、中国をあけて敵意をあおると同時に、同盟国軍としてアメリカ軍を持ち上げています。しかし、アメリカ軍こそ、戦争をしかけ、多くの人を殺し、今も殺し続けている、批判されるべき軍隊なのではないでしょうか。

このような大きな問題を持つ防衛省作成の冊子を学校教育の場に持ち込みたいと防衛大臣が表明しているわけですが。都道府県教育委員会はもちろん市町村教育委員会や各学校は、それに対する対応を迫られています。

学校教育は、あくまで、憲法の「平和主義」原則に基づいて行われるべきです。事実は正確に伝えられなければならない、子どもたちの人権は常に配慮されなければなりません。教育行政の原則から外れる、教育介入と言える防衛省からの指示・依頼に、教育委員会・学校が無批判に従うなどということはあってはなりません。

以上の認識に立って、以下の質問と要請を行いますので、誠実な回答をよろしくお願いします。

【質問】

(1) 防衛省からの依頼の位置づけについて

- ① 防衛省の依頼は「行政指導」に該当しますか。
- ② 教育委員会は、国の行政機関からの依頼を受けた場合でも、教育の自主性を守る義務があると認識していますか。

(2)「教育の中立性」について

- ① 防衛省が作成した冊子を学校教育に持ち込むことは、特定の国家機関による価値観の押し付けに当たりませんか。
- ② 憲法の平和主義に基づく教育を行うべき学校に、軍事的「抑止論」を前提とした冊子を配布することは、学校のあり方と整合しないではありませんか。
- ③ 冊子が特定国を「価値観を共有しない国」として敵視する記述を含むことは、外国につながる子どもたちの人権にどのような影響を与えますか。大阪市が掲げる「人権尊重教育」と矛盾しませんか。

(3) 冊子の配布と「自衛官募集活動」の関係について

- ① 冊子は、まるで「自衛隊員募集のパンフレット」のようです。冊子の配布と「自衛官募集活動」の関係について検証すべきではありませんか。

(4) 教育委員会の判断プロセスについて

- ① 防衛省からの依頼を受けた場合、市教委はどのような審査基準で判断するのですか。
 - ・教材としての妥当性を検討する際、第三者(専門家・人権団体・学校現場)の意見聴取を行いますか。
 - ・冊子の内容が、子どもの戦争観・国際理解・他国への感情形成に与える影響をどのように評価しうると考えていますか。
- ② もし、大阪市として配布を決定する場合には、防衛省の冊子を受け取るかどうかは、学校の裁量ですか、市教委の統一判断ですか。

【要請】

- (1) 防衛省の冊子は教育目的に適合しないため、大阪市として受け取らない判断を行うこと。
- (2) 教育内容は教育委員会が決定すべきであり、国の行政機関が学校に直接働きかけることは不適切であると国・防衛省に伝えること。
- (3) 防衛省は「希望する学校は直接連絡を」と述べているが、学校が個別に防衛省へ連絡しないよう、市教委として統一方針を示すこと。
- (4) 外国につながる子どもへの影響を踏まえた人権配慮のガイドラインを策定すること。
- (5) 市民への説明責任を果たすため、判断理由を公開すること。

以上です。